

平成27年12月28日

朝倉市長 森田俊介殿

公益社団法人 甘木朝倉法人会  
会長 矢野清博

## 税制改正要望

私ども公益社団法人 甘木朝倉法人会においては、以下のように税制改正を求めるものであります。

要望事項
<p>1. 賞与引当金・退職給与引当金の損金算入を認めること。 (理由) 本来、賞与も退職給与も期間の経過により、その負担額が発生するものであり、支給時の損金とすることは会計上も問題である。従来はそれぞれについて、損金算入が認められていたものであり、速やかな制度の復活を求めるものである。</p>
<p>2. 財政健全化のため、行政改革を徹底すること。 (理由) 財政健全化のためには、近い将来においてプライマリーバランスが均衡することを政府としても目指している。歳入の面においては、2017年4月の消費税率10%への引き上げがうたわれているところであるが、歳入面だけでなく、歳出面においても行政改革を徹底し、歳出の大幅な見直しを図るべきである。</p>
<p>3. 社会保障関係費用の見直しを図ること。 (理由) 社会保障費の膨張は若年層の負担を増すだけでなく、保険料を負担する企業の活力を削ぐことにもなりかねない。地方としてできることとして、少子化対策や後発医薬品(ジェネリック)の利用等、施策面でできることも多々あると考えられる。</p>
<p>4. 消費税の軽減税率導入にあたっての中小企業の事務の簡素化に配慮を求めたい。 (理由) 平成28年度税制改正大綱において、食料品の軽減税率の導入が明記されたところであるが、事務能力に乏しい中小企業においては加重な負担を強いられるケースも想定される。このような中小企業に対しての事務負担の軽減を図る必要があると考える。</p>
<p>5. 法人実効税率の更なる低減を求める。 (理由) 国際競争力の観点から、法人税率は欧州やアジア諸国並みにひきさげることが、国際競争力の観点からも重要である。代替財源として課税ベースを拡大する場合は、中小企業に対する配慮を求めるものである。</p>
<p>6. 中小企業に対する法人税の軽減税率(所得800万円まで15%)の本則化を求める。 (理由) 中小企業は大企業に比べ、経営基盤が弱いことから、時限措置として法人税の軽</p>

減税率が認められているところであるが、この税率を本則化するとともに、軽減税率が適用される所得の上限を、現在の800万円から倍程度に引き上げられることが、中小企業の活性化と地域の雇用のために望ましい。

7. 事業承継税制の拡充を求める。

(理由) 事業承継税制によって相続税等の納税猶予が認められているところであるが、現在の制度は適用される株式数の上限が発行済み株式総数の3分の2に定められており、なおかつ納税猶予割合も80%となっている。これらをいずれも100%とすることにより、事業承継がスムーズにおこなわれる環境を整備すべきである。

平成27年12月28日

朝倉市議会 議長 浅尾静二殿

公益社団法人 甘木朝倉法人会  
会長 矢野清博

## 税制改正要望

私ども公益社団法人 甘木朝倉法人会においては、以下のように税制改正を求めるものであります。

要望事項
1. 賞与引当金・退職給与引当金の損金算入を認めること。 (理由) 本来、賞与も退職給与も期間の経過により、その負担額が発生するものであり、支給時の損金とすることは会計上も問題である。従来はそれぞれについて、損金算入が認められていたものであり、速やかな制度の復活を求めるものである。
2. 財政健全化のため、行政改革を徹底すること。 (理由) 財政健全化のためには、近い将来においてプライマリーバランスが均衡することを政府としても目指している。歳入の面においては、2017年4月の消費税率10%への引き上げがうたわれているところであるが、歳入面だけでなく、歳出面においても行政改革を徹底し、歳出の大幅な見直しを図るべきである。
3. 社会保障関係費用の見直しを図ること。 (理由) 社会保障費の膨張は若年層の負担を増すだけでなく、保険料を負担する企業の活力を削ぐことにもなりかねない。地方としてできることとして、少子化対策や後発医薬品(ジェネリック)の利用等、施策面でできることも多々あると考えられる。
4. 消費税の軽減税率導入にあたっての中小企業の事務の簡素化に配慮を求めたい。 (理由) 平成28年度税制改正大綱において、食料品の軽減税率の導入が明記されたところであるが、事務能力に乏しい中小企業においては加重的負担を強いられるケースも想定される。このような中小企業に対しての事務負担の軽減を図る必要があると考える。
5. 法人実効税率の更なる低減を求める。 (理由) 国際競争力の観点から、法人税率は欧州やアジア諸国並みにひきさげることが、国際競争力の観点からも重要である。代替財源として課税ベースを拡大する場合は、中小企業に対する配慮を求めるものである。
6. 中小企業に対する法人税の軽減税率(所得800万円まで15%)の本則化を求める。

(理由) 中小企業は大企業に比べ、経営基盤が弱いことから、時限措置として法人税の軽減税率が認められているところであるが、この税率を本則化するとともに、軽減税率が適用される所得の上限を、現在の800万円から倍程度に引き上げられることが、中小企業の活性化と地域の雇用のために望ましい。

7. 事業承継税制の拡充を求める。

(理由) 事業承継税制によって相続税等の納税猶予が認められているところであるが、現在の制度は適用される株式数の上限が発行済み株式総数の3分の2に定められており、なおかつ納税猶予割合も80%となっている。これらをいずれも100%とすることにより、事業承継がスムーズにおこなわれる環境を整備すべきである。